

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険薬剤師の登録
- 計量器の定期検査の実施
- 土地改良事業の認可(四件)
- 土地改良事業計画の変更の認可
- 森林病虫害等防除法による松くい虫の駆除命令
- 解除予定の保安林(二件)
- 開発行為に関する工事の完了
- 災害危険区域の指定
- ◇ 教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第三百六十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
清水 恵子	鳥業第三九六号	昭和五十四年三月三十日

鳥取県告示第三百六十九号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、境港市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和五十四年五月二十一日から
昭和五十五年三月三十一日まで

当該計量器の所在の場所

二 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日	実施時間	実施区域	実施場所
五月二十一日	午前十時から 午後三時まで	境港市	境中央公民館
五月二十二日	"	"	"
五月二十三日	"	"	外江公民館
五月二十四日	"	"	渡 公民館
五月二十五日	"	"	中浜公民館
五月二十八日	"	"	余子公民館
五月二十九日	午前十時から 午後二時まで	"	境中央公民館

鳥取県告示第三百七十号

青谷町から申請のあつた町営土地改良(下善田地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年四月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百七十一号

名和町から申請のあつた町営土地改良(福田地区農業用排水)事業は、

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年四月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百七十二号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(池ノ内地区は場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年四月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百七十三号

日南町から申請のあつた町営土地改良(茶屋笠木地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年四月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百七十四号

岩美町から申請のあつた町営土地改良(高住地区農地開発)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年四月十七日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百七十五号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域及び期間

1 区域

鳥取市、米子市岡成、岩美町、羽合町、三朝町、北条町、大栄町、

東伯町、赤碓町及び淀江町大字稻吉の区域

2 期間

昭和五十四年五月十日から同月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の附着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその附着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った者で損失補償を受けようとするものは、別に定める申請書を速やかに、三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第三百七十六号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字来見野字横住一三四六の一、一三四六の六(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百七十七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

境港市佐斐神町字砂浜ノ四二八の二

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第三百七十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年三月十七日 鳥取県指令受都計第七十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡赤碕町大字赤碕字大山道ノ上、字柏谷詰西、字東山、字ウヘノ山東及び字ウヘノ山

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡赤碕町大字赤碕一四二番地三

赤碕町

赤碕町長 森 進

鳥取県告示第三百七十九号

鳥取県建築基準条例(昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号)第二条第一項の規定により災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課、各管轄土木出張所、関係市役所

及び関係町役場において一般の縦覧に供する。

昭和五十四年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一(一) 名称

神垣地区災害危険区域

(二) 区域

岩美郡国府町大字神垣字上土居四四九、四五〇、四五一内第二、四五二、四五六、四五六次二、四五七、四五八、四五八第二、四五九、四九九次一、四六〇、四六〇次一、四六〇次二、四六〇次三、四六一、四六二、四六三及び四六三内第一並びに字大地戸山五九七の一部、五九八、五九八次一、五九九、五九九次一及び六〇〇の一部並びにこれらと一体をなす国有地

二(一) 名称

湖山南二丁目地区災害危険区域

(二) 区域

鳥取市湖山町南二丁目八〇七、八〇八、八〇九、八一〇、八一〇、八一三の一部、八一四、八一五、八一六、八一七、九〇四、九〇五、九〇六、九一〇の一部、九一一の一部、九一二、九一四の一部、九一五の一部、九一六、九一八、九一九の一部、九二〇の一部及び九二二並びにこれらと一体をなす国有地

三(一) 名称

立川町四丁目地区災害危険区域

(二) 区域

鳥取市立川町四丁目七〇、七一、七五、七五一一、一三五一一の一部、一三五一一五の一部、一五三一一、一五三一二の一部、一五四、一五四一一、一五四一二、一五四一四、一五五、一五六の一部、一五七の一部、一五七一一、一五七一二、一五八、一六〇、一六〇一一、一六〇一二、一六〇一三、一六〇一六、二二三及び無番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

四(一) 名称

勝見地区災害危険区域

(二) 区域

気高郡気高町大字勝見字村屋敷五九、五九一一、五九一二、六〇、六一内一、六二一一、六二一二、六三、六三内二、六五、六六、六六内一、六八一、六八一二、六九、七〇、七一、七二、七三、七三内一、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二及び八三、字御茶屋廻り八四、八四次一、八四次一内一、八四次一内二、九八、九九、九九内一、一〇〇、一〇一一、一〇一二、一〇一三、一〇一四及び一〇一五、字山崎七〇五の一部、七〇六、七〇七の一部、七〇七内一、七〇八、七〇八次一及び七〇八次二並びに字家ノ上七二四の一部、七二五及び七二六並びにこれらと一体をなす国有地

五(一) 名称

下土居地区災害危険区域

(二) 区域

八頭郡若桜町大字吉川字下土居八一、八二、八三、八四、八四次一、八五、一四二九一五及び一四三〇内一並びに字岡田九〇一一の一部、

九〇―二の一部及び一〇―一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

六(一) 名称

宮岡地区災害危険区域

(二) 区域

八頭郡那家町大字米岡字的岩山六四〇の一部、六四一の一部、六四二の一部及び六四三の一部並びに字落岩五五五の一部、五六一の一部、五五四―一の一部、五五四―二、五五四―三、五六二―一、五六二―二、五六二―三、五六三―一、五六三―二、五六三―三、五六三―四、五六四―一、五六四―二、五六四―三及び五七三の一部並びにこれらと一体をなす国有地

七(一) 名称

下曳田地区災害危険区域

(二) 区域

八頭郡河原町大字曳田字丸山畑三〇六一、三〇六―二、三〇六―三、三〇六―四、三〇七、三〇八、三〇九、三一一―二、三一一―四、三一一―一、三一一―二、三一一―三、三一一―四及び三一九、字下山土居三四一―一、三四一―二、三四一―三、三四三―一の一部、三四三―二の一部、三四三―三の一部、三四五、三四六、三四七、三四八、三四九、三五〇、三五一の一部、三五一内第一、三五一―二及び三五二の一部、字走り出一六一―二、一一六二及び一一六三並びに字丸山一一六四―一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

八(一) 名称

下佐貫地区災害危険区域

(二) 区域

八頭郡河原町大字佐貫字下田一一一四―一、一一一四―二、一一一四内第7、一一一四―八、一一一四―九、一一一四―二二、一一一四―一三、一一一四―四、一一一五、一一一六―一、一一一六―二及び一一一七、字ヒワカ谷一五二―一、一五二―二、一五二―二

一、一五二―三及び一五二―三次、字水操谷一五四―一の一部、一五四―二、一五一五の一部、一五一六、一五一七、一五一八の一部、一五一八―一、一五一八―二、一五一八―三、一五一九、一五一九次一、一五二〇、一九八八の一部、一九八九、一九八九次一の一部、一九八九―二、一九八九次三及び一九八九―四並びに字梅津一一一八並びにこれらと一体をなす国有地

九(一) 名称

八屋地区災害危険区域

(二) 区域

倉吉市八屋字屋敷二六、二七、二八、二九、三〇、三〇―一、三〇―二、三一、三一―一、三二、三二―二、三三―一、三三―二、三四、三五―四、三六、三七―一、三七内第一、三八及び四〇、字萩葉三七〇、三七一、三七二、三七四―一の一部、三七四―三の一部、三七六、三七七及び三七八、伊木字奥田口五五―一、五五―二、五六、五七、五八、五九―一、五九―二、六〇、七五、七六、七七内第一及び八二並びに字荒神平四九九―二及び五〇―一並びにこれらと一体をなす国有地

十(一) 名称

大鳥居地区災害危険区域

(二) 区域

七一一、一四五九一一、一四五九一二、一四六〇、一四六〇一一、一四六〇一二、一四六〇一三、一四六〇一五、一四六〇一六、一四六三の二部、一四六九一二、一四七〇、一四七〇一一、一四八四、一四八四一一、一四八六、一四八七、一四八八、一四八九、一四八九次一、一四九〇、一四九七、一四九八、一四九九、一五〇〇、一五〇〇一二、一五〇二、一五〇三、一五〇四、一五〇五、一五〇六の二部、一五〇七の二部、一五〇八一及び一五〇八一二、字宮の空三八六、三八七一の二部、三八七一二、三八七二三、三八七三四の二部、三八七五、三八七六の二部、三八七七七、三八七八の二部、三八七一一、三八七一二四、三八七内一、三八八一の二部、三八八一二の二部、三八九、三九〇一一、三九〇一二、三九〇次一、二〇二〇及び二〇二一、字西中條一二九五、一二九六、一二九七、一二九七次一、一三〇二、一三〇二一一、一三〇三、一三〇六、一三〇七、一三〇八、一三二〇、一三二〇一一、一三二〇一二、一三二〇一三、一三二〇一四、一三二一一、一三二一一一、一三二一四、一三二七、一三一八、一三一九、一三二〇一一の二部、一三二一一、一三二二一一、一三二二一二、一三二二三、一三二二二四、一三二二四、一三二四次一、一三二五、一三二六、一三二七一一、一三二七一二、一三三〇、一三三一、一三三五一一、一三三五一二、一三三五一三、一三三八、一三三八一二、一三三八一三、一三三九、一三四〇、一三四一、一三四二、一三四三一一、一三四三一二、一三四三一三、一三四四、一三四四一一、一三四四一二、一三四五、一三四七、一三四八、一三四九、一三五〇の二部、一三五一一の二部、一三五二の二部、一三五三一一の二部、一三五三一二、一三五四の二部、一三五四一一、一三五五の二部及び一三五

七の二部、字風呂谷揚口四三九一一の二部、四四〇一一、四四〇一二、四四〇次一、四四一次一、四四二次二、四四二一四、四四二一五、四四二次二の二部及び二〇三七一一、字二本松四四一一三、四四一一四、四四七一二の二部、四四七一三、一三三二二、一三三三二、二〇一七一一の二部、二〇一七一一三、二〇一七一一四及び二〇三七、字西條屋敷一二五九、一二五九一一、一二六〇一一、一二六一、一二六一一一、一二六六、一二六七、一二六七一一、一二六八、一二六九一二、一二七〇一二、一二七一、一二七二、一二七六、一二七七、一二七八、一二七九、一二八〇、一二八〇一一、一二八三、一二八四、一二八五、一二八八、一二九一、一二九三及び一二九四、字西條の上二〇一四、二〇一五、二〇一六、二〇一八、二〇一九及び二〇三八並びに字数ノ西五五一、五五二一一、五五二一二、五五三一一、五五三一二、五五六一一、五五六一二、五五六一三、五五七一一、五五七一二及び二〇三七一二並びにこれらと一体をなす固有地

十四(一) 名称
 旧奈和地区災害危険区域
 (二) 区域
 西伯郡名和町大字加茂字樋田五四六並びに字田渕一〇二九、一〇三〇、一〇三一、一〇三四、一〇三五、一〇三五一二、一〇三六、一〇三七、一〇四七、一〇四八、一〇四九一一及び一〇五〇一一、字小丸山九八二、九六五一一、九六五一二、九六九一二、九六七一五、九六七一六、九六九、九七〇一一、九七一、九七二、九八一一一、九八三、九八五、九八七、九八八一一、一〇〇〇、九八一四、九八〇、九八〇一一、九六七一七の二部、九七三、九七四一一、九七四一二、九七

四十三、九七五十一、九七七、九七八十三、九八八、一〇〇六一、九八九及び一〇〇六一並びに字西内平ル九二二、九二四十二、九二四、九二五、九二八十一及び九二九一一並びにこれらと一体をなす固有地

十五(一) 名称

根雨下町地区災害危険区域

(二) 区域

日野郡日野町大字根雨字権現ノ前道上二七六、二七七、二七八、二七九一、二七九二、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八三十一、二八四、二八五、二八六、二八六一、二八六一三及び二八六一四並びに字権現ノ下毛二三七の一部、字宮ノ上へ二七二一の一部及び二七三の一部、字屋敷四二九一二、四三三、四三四、四三七、四三八、四四一、四四一二、四四三、四四五、四四六、四四七、四四七一一、四四九、四四九一二、四四九一三、四五〇、四五一、四五二、四六三及び四六三一二、字要害二七四の一部、二七五の一部及び二七五一一の一部並びに字八幡宮ノ下毛四六七、四六八一一、四六八一二、四六八一三、四六八一四、四六八一五、四六八一六、四六八一七、四六八一八、四六八一九、四六八一一〇、四六八一十一、四六八一十二、四六九一一、四六九一二、四七〇、四七一、四七二一一、四七二、四七三、四七五、四七七、四七九一一、四七九一二、四七九一三、四七九一四、四八一一一及び四八二並びにこれらと一体をなす固有地

十六(一) 名称

江尾新町地区災害危険区域

(二) 区域

日野郡江府町大字江尾字上東屋敷一八四八一、一八四八十二、一八四九、一八五〇、一八五一、一八五二、一八五十二、一八五二十三、一八五三、一八五四、一八五五、一八五五十一、一八五五十三、一八五六一一、一八五六十二、一八五六十四、一八五六十七、一八五七一一、一八五七一二、一八五七十四、一八五七十五、一八五八一一、一八五八一三、一八五八一四、一八五九、一八六〇、一八六一一、一八六一二、一八六一一、一八六二二、一八六三、一八六四一一、一八六四一二及び一八六五並びに字上の段一八七三一二の一部、一八七三一一三の一部及び一八七七並びにこれらと一体をなす固有地

十七(一) 名称

江尾新町第二地区災害危険区域

(二) 区域

日野郡江府町大字江尾字馬場四八九一一及び四九〇一一並びに字馬場道の下一九三三、一九三四一一、一九三四一三、一九三五一一、一九三五一一五、一九三七一一四、一九三七一八、一九三七一九、一九三七一四、一九三七一一五、一九三七一一六、一九三七一一七及び一九三七一一八並びにこれらと一体をなす固有地

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年四月二十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

鳥取県教育委員会規則第六号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表の一の由良育英高等学校の項中「東伯郡大栄町大字由良宿字下の松四二三の一」を「東伯郡大栄町大字由良宿字天神尾二九一の一」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十四年五月一日から施行する。